

沖縄県警察音楽隊員の服制及び服装に関する訓令

発出年月日：昭和53年06月21日

文書番号：沖縄県警察本部訓令14

公表範囲：全文

改正 昭和56. 7 訓令17

第1条 趣旨

この訓令は、沖縄県警察音楽隊員（以下「音楽隊員」という。）の服制及び服装に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 服制

音楽隊員の服制は、別表第1のとおりとする。

第3条 服装

音楽隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲号演奏服又は盛夏演奏服を着用し、甲号演奏服は演奏飾緒を着装するものとする。ただし、乙号演奏服に演奏帯、演奏飾緒、白色帽子おおい、白色あごひも及び半脚半を着装して甲号演奏服に代えることができる。

- (1) 儀式、祭典その他儀礼的な公開演奏に従事する場合
- (2) 行進、パレードなどの演奏活動に従事する場合
- (3) その他音楽隊長が必要と認め指示した場合

第4条 着用期間

音楽隊員の甲号演奏服の着用期間は、年間着用とし、盛夏演奏服及び乙号演奏服の着用期間については、沖縄県警察官等の服制及び服装に関する訓令（昭和53年訓令第13号。以下「服制及び服装訓令」という。）第9条及び第10条に規定する着用期間及び略装期間に準ずるものとする。

第5条 着装要領

音楽隊員章、肩章及び演奏飾緒などの着装要領は、別表第2のとおりとする。

附則

この訓令は、昭和53年7月1日から施行する。

附則（昭和56. 7. 11訓令17）

この訓令は、昭和56年7月15日から施行する。

別表第1（第2条関係）

甲号演奏服

上衣	色		ブルー系統色
	地質		天然繊維若しくは人造繊維又はこれらの混紡織物とする。
	制式	えり	折えり式とする。
		肩	両肩に演奏用肩章の留め金通し各 3 個を付ける。
		前面	日章を付けた金色の金属製ボタン 4 個を 1 行に付け、下前を持ち出し式とし、下胴回りを絞る。ポケットは左右胸部に各 1 個とし、ひだ 2 条を設け、ふたをつける。左右の胸部に飾りぶた各 1 個を付ける。胸ポケットのふた及び腰部の飾りぶたに日章を付けた金色の金属製ボタン各 1 個を付ける。
		後面	すその中央を裂く。
		そで	両そでのそで口に近い部位に 1 条の金色しま織線及び 1 条ないし 2 条の灰み青色しま織線を付ける。 形状寸法別図のとおり。
		そで章	両そでのそで口に近い部位に 1 条の金色しま織線及び 1 条ないし 2 条の灰み青色しま織線を付ける。 形状寸法別図のとおり。
		えり章	両えりの下衣えりに金属製音楽隊員章各 1 個を付ける。 形状寸法別図のとおり。
肩章	丸打ちひも 4 本をひきそろえ、1 列 5 つ目編みとし、その上部に丸ボタン 1 個を付ける。裏地に金色製止め金を付ける。 形状別図のとおり。		
ズボン	色		クリーム色
	地質		上衣と同様とする。
	制式		長ズボンとし、両側の縫い目に沿って灰み青色のしま織側線各 1 個を付ける。
帽子	色		天井及びまち部は白色、腰部は紺色とする。
	地質		上衣と同様とする。
	制式		形状は、円形とし、前ひさしを黒色とする。腰部に紺色のななめこべりを巻き、隊長及び楽長並びに副隊長及び副楽長（以下「隊長等」という。）の役位にあるものは、じや腹組金線及びじや腹組黒線を巻く。あごひもは銀色とし、腰の両側において銀色の金属製日章各 1 個で留める。前ひさしの表面に黒色の布製台地を張り、その前縁に沿って銀色モール製の桜花及び桜葉模様を付ける。 形状別図のとおり。
	記章		金色の金属製日章を金色モール製桜で囲む。台地は紺色の織物とする。

ワイシャツ			白色又はアイボリーの無地のものとする。
ネクタイ			シルバーグレーの無地のものとする。
くつ			白色又はクリーム色の無地のものとする。
手袋			白色無地のものとする。
上衣	色		クリーム色とする。
	地質		天然繊維若しくは、人造繊維又はこれらの混紡織物とする。
	制式	えり	立えりとし、立地は濃青色とする。両えりに隊員章各 1 個を付ける。
		肩	肩章は濃青色とする。外側の端を両肩の縫目に縫い込み、えり側をボタン 1 個で止める。形状別図のとおり。
		前面	金色のメタルボタン 5 個を 1 行に付け、左右の胸部にふた付きポケット各 1 個を付ける。
		後面	背幅の左右端より約 5 分の 1 のところに背ひだ各 1 条を付ける。
		そで	半そでとし、そで口に濃青色のアクセント線を入れる。
			形状は、別図のとおりとする。
ズボン	色		上衣と同色とする。
	地質		上衣と同質とする。
	制式		甲号演奏服ズボンと同様とする。
帽子	制式		甲号演奏服帽子と同様とする。
くつ			白色又はクリーム色の無地のものとする。
手袋			白色無地のものとする。

乙号演奏服

冬服上衣及びズボン	色、地質、制式	警察官の服制及び服装に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定めるものと同様とする。
	そで章	規則に定めるものと同様とする。ただし、隊長等の役位にあるものは、じゃ腹組金線を付けるものとする。
	えり章	甲号演奏服上衣のえり章と同様とし、両えりの下えりに各1個を付ける。
夏服上衣及びズボン	色、地質、制式	規則に定めるものと同様とする。
	そで章	規則に定めるものと同様とする。ただし、隊長等の役位にあるものは、灰み青色しま織線2条（1条は8ミリ線とする）を巻くものとする。
	えり章	甲号演奏服上衣のえり章と同様とし、両えりの下えりに各1個を付ける。
冬帽子	色、地質、制式	規則に定めるものと同様とする。
	帯章	規則に定めるものと同様とする。ただし、隊長等の役位にあるものは、じゃ腹組金線及びじゃ腹組黒線を巻くものとする。
夏帽子	色、地質、制式	規則に定めるものと同様とする。
	帯章	規則に定めるものと同様とする。ただし、隊長等の役位にあるものは、じゃ腹組金線及びじゃ腹組灰み青色線を巻くものとする。
ワイシャツ		規則に定めるものと同様とする。
ネクタイ		
くつ		
手袋		
演奏帯	色	白色
	地質	天然繊維若しくは、人造繊維又はこれらの混紡織物とする。
	制式	金属製尾錠（クローム又はニッケルメッキ）を付ける。形状寸法別図のとおり。
演奏飾緒	色	人造繊維又はジュラモール製とする。
	地質	人造繊維又はジュラモール製とする。
	制式	形状別図のとおり。
白色帽子覆い	色、地質、制式	服制及び服装訓令に定めるものと同様とする。
白色あごひも		
半脚半		

別表第 2 （第 5 条関係）

品名	着 装 要 領	
音楽隊員章（えり章）	上衣左右の下えりに、えりの両端から1センチメートルの位置に着装する。この場合、音楽隊員章の上部は首の中心に向ける。	
肩章	裏座金を上衣の肩の止め輪に通して丸ボタンが内側になるように着装する。	
演奏飾緒	上衣の左肩章（乙号演奏服の場合は肩章台）の下に通し飾り輪をわき下に垂らし先端を左下えりに止める。	
演奏帯	服制及び服装訓令に定める帯革の着装要領を準用する。	

別 図

数字は寸法を示し、単位はセンチメートルとする。

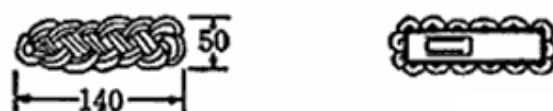
甲号演奏服そで章



音楽隊員章（えり章）



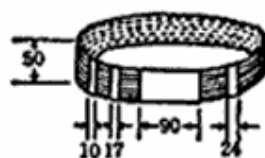
甲号演奏服肩章



甲号演奏帽ひさし



演奏帯



演奏飾緒



盛夏演奏服上衣

前 面



後 面

